

市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況について(お知らせ)

平成18年4月14日(金)

環境省廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

室長：藤井康弘(内線6831)

室長補佐：相澤寛史(内線6834)

担当：風間善之(内線6836)

平成15年10月から開始している家庭系パソコンのメーカー等による回収に関して、全国の市区町村の取組状況を把握するためにアンケート調査を実施したところですが、今般、平成17年10月1日時点における取組状況について調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

調査対象は全市区町村であり、都道府県を通じ全国の市区町村に協力を依頼し、有効な回答が得られた2,216市区町村(合計人口12,757万人)のデータを取りまとめました。調査期間は平成17年12月15日～平成18年1月20日でした。

なお、一部の調査項目については、同様の項目で調査を行った平成16年10月1日時点における調査結果を付記しました。

パソコンの回収状況について

平成16年度下半期のパソコンの行政回収実績の回答があった市区町村数は1,432市区町村、回収台数は4品目合計で11,470台であり、平成17年度上半期については1,475市区町村での回収台数は9,339台であった。

平成16年度下半期から平成17年度上半期までの1年間に合計20,809台のパソコンが行政回収された。

1 パソコンの行政回収台数について

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成16年度 下半期	5,667	1,107	4,622	74	11,470

(回答市区町村数1,432、人口8,430万人)

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成17年度 上半期	4,648	1,053	3,562	76	9,339

(回答市区町村数1,475、人口8,704万人)

パソコンの処理体制について

リサイクルの義務がある製造等事業者が存在しないパソコン（以下「義務者不存在品」という。）を含め原則行政回収を行わない市区町村が、１年前時点と比べて増加している。

製造等事業者にリサイクル義務のあるパソコン（以下「義務品」という。）については、回答のあった市区町村の93％に当たる2,062市区町村が行政回収を行っていない。

1 平成17年10月1日現在のパソコンの処理体制について選択して下さい。

		市区町村数(%)	
		平成17年 10月1日 時点	平成16年 10月1日 時点
1．義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない。	・・・	1,857 (84%)	(74%)
2．義務品は行政回収しないが、義務者不存在品は行政回収する。	・・・	205 (9%)	(17%)
3．義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する。	・・・	154 (7%)	(9%)
		合計2,216(100%)	

義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない自治体の対応について

義務者不存在品を含め行政回収は原則行わない1,857市区町村の70％に当たる1,309市区町村においては、義務者不存在品がパソコン3R推進センターにより処理されている。

また、義務者不存在品が一般廃棄物処理業者により処理される際の処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約2,210～2,490円であった。

1 義務者不存在品の処理はどのように行っていますか。

		前回	
1．一般廃棄物処理業者により処理される。	・・・	159 (9%)	(10%)
2．パソコン3R推進センターにより処理される。	・・・	1,309 (70%)	(69%)
3．その他	・・・	389 (21%)	(21%)
		合計1,857 (100%)	

2 (1で1.を選択した市町村に対し) 処理料金はどの程度ですか。

	デスクトップ	ノートブック	CRT ディスプレイ	液晶 ディスプレイ
平均処理手数料	平均2,451円	平均2,209円	平均2,489円	平均2,212円

3 (1で1.を選択した市町村に対し)主にどのような処理を行っていますか。

前回

1.手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	... 43(28%) (29%)
2.破砕処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分	... 89(56%) (48%)
3.破砕処理後、埋立処分	...17(10%) (11%)
4.直接埋立処分	... 7(4%) (3%)
5.その他	... 3(2%) (9%)
合計159(100%)	

義務者不存在品のみ行政回収する自治体の対応について

義務者不存在品のみ行政回収する205市区町村におけるパソコンの処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約320～420円であった。

また、義務者不存在品のみ行政回収を行っている市区町村のうち30%の59市区町村は将来的には行政回収をやめる予定であると回答している。

1 行政回収する義務者不存在品の収集・受入区分、処理手数料について答えて下さい。

(市区町村数(%))、円)

	粗大・大型ごみ	不燃ごみ	搬入・持込ごみ	その他	平均処理手数料
デスクトップ	103 (50%)	40 (20%)	45 (22%)	17 (9%)	384 円
ノートブック	67 (33%)	78 (38%)	41 (20%)	19 (9%)	316 円
C R T ディスプレイ	98 (48%)	40 (20%)	48 (23%)	19 (9%)	415 円
液晶 ディスプレイ	87 (43%)	54 (26%)	44 (21%)	20(10%)	340 円

2 行政回収する義務者不存在品について、主にどのような処理を行っていますか。

前回

1.パソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化を行う。	...18(9%) (6%)
2.手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	...33(16%) (12%)
3.破砕処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分	...119(58%) (61%)
4.破砕処理後、埋立処分	...24(12%) (14%)
5.直接埋立処分	...11(5%) (7%)
合計205(100%)	

3 義務者不存在品を行政回収する主な理由は何ですか。

前回

- 1 . 義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者
不存在品が自治体の収集するごみに混じって排出され
るおそれがあるため。 ...122(59%)(56%)
 - 2 . まだパソコン 3 R 推進センターでの義務者不存在パソコン
の回収について、十分に住民への周知が図られていない
ため。したがって、将来的には義務者不存在品について
行政回収をやめる予定。 ... 59(30%) (37%)
 - 3 . その他 ... 24(11%) (7%)
- 合計205(100%)

義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する自治体の対応について

義務品、義務者不存在品を問わず行政回収する154市区町村におけるパソコンの処理料金は、単純平均値で見ると、パソコンそれぞれについて、約340～460円であった。

また、これら154市区町村の27%に当たる42市区町村は義務者不存在品の行政回収を、27%に当たる42市区町村は義務品の行政回収を将来的にはやめる予定であると回答している。

1 行政回収するパソコンの収集・受入区分、処理手数料について答えて下さい。

(市区町村数(%)、円)

	粗大・大型ごみ	不燃ごみ	搬入・持込ごみ	その他	平均処理手数料
デスクトップ	100 (65%)	30 (19%)	14 (9%)	10 (7%)	458 円
ノートブック	59 (38%)	72 (47%)	12 (8%)	11 (7%)	336 円
C R T ディスプレイ	102 (66%)	27 (18%)	14 (9%)	11 (7%)	457 円
液晶 ディスプレイ	82 (53%)	45 (29%)	15 (10%)	12 (8%)	400 円

2 義務者不存在品について、主にどのような処理を行っていますか。

前回

- 1 . パソコン 3 R 推進センターへ引き渡し、再資源化を行う。 ...8(5%)(4%)
 - 2 . 手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等の
リサイクルを実施 ...20(13%)(11%)
 - 3 . 破碎処理後、鉄等金属を回収して、残渣を埋立処分 ...103(67%)(65%)
 - 4 . 破碎処理後、埋立処分 ... 17(11%)(16%)
 - 5 . 直接埋立処分 ... 6(4%)(4%)
- 合計154(100%)

3 義務品について、主にどのような処理を行っていますか。

前回

- 1 . 平成15年10月以降に販売されたパソコン（ P C
リサイクルマークの付いたもの）については、製造等
事業者引き渡し、再資源化を行う。 … 24 (16%)(13%)
 - 2 . 義務品については（ P C リサイクルマークのない
場合も） 製造等事業者引き渡し、再資源化を行う。 … 5 (3%)(4%)
 - 3 . 回収した義務品は全て（ P C リサイクルマークの
ある場合も）義務者不存在 品とともに処理する。 … 125 (81%) (83%)
- 合計154 (100%)

4 義務者不存在品を行政回収する主な理由は何ですか。

前回

- 1 . 義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者
不存在品が自治体の収集するごみに混じって排出される
おそれがあるため。 … 65 (42%) (52%)
 - 2 . まだパソコン 3 R 推進センターでの義務者不存在パソコン
の回収について、十分に住民への周知が図られていない
ため。したがって、将来的には義務者不存在品について
行政回収をやめる予定。 … 42 (27%) (28%)
 - 3 . その他 … 47 (31%) (20%)
- 合計154 (100%)

5 義務品を行政回収する主な理由は何ですか。

前回

- 1 . 義務品は製造等事業者によるリサイクルとし、義務者
不存在品は自治体において従来どおりごみとして処理する
こととなると、処理費用の点で住民に不公平感が生ずる。 … 20 (13%) (19%)
 - 2 . 義務品の行政回収をやめたとしても、義務品が自治体
の収集するごみに混じって排出されるおそれがある。 … 56 (37%) (35%)
 - 3 . 未だパソコンのリサイクルについて十分に住民
への周知が図られていないため。したがって、将来的
には義務品について行政回収をやめる予定。 … 42 (27%) (29%)
 - 4 . その他 … 36 (23%) (17%)
- 合計154 (100%)

不法投棄について

不法投棄された廃パソコンを回収した610市区町村におけるパソコンの処理については、23%に当たる138市区町村が、義務品については（ＰＣリサイクルマークのない場合も）製造等事業者、義務者不存在品についてはパソコン３Ｒ推進センターに引き渡し、再資源化を行っている。

- 1 平成16年度上半期において、不法投棄された廃パソコンを回収しましたか。

前回

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 回収した。 | ...610(28%) (22%) |
| 2. 回収していない。 | ...1,606(72%) (78%) |
| | 合計2,216(100%) |

- 2 不法投棄されたパソコンの処理について答えて下さい。

前回

- | | |
|--|------------------|
| 1. 平成15年10月以降に販売されたパソコン（ＰＣリサイクルマークの付いたもの）については、製造等事業者に引き渡し、再資源化を行う | ... 95（15%）(17%) |
| 2. 義務品については（ＰＣリサイクルマークのない場合も）製造等事業者、義務者不存在品についてはパソコン３Ｒ推進センターに引き渡し、再資源化を行う。 | ...138（23%）(24%) |
| 3. 回収したパソコンは全て（ＰＣリサイクルマークのある場合も）一般廃棄物 処分業者等へ引き渡し、処理する。 | ...139（23%）(20%) |
| 4. 回収したパソコンは全て（ＰＣリサイクルマークのある場合も）自ら処理する。 | ...238（39%）(39%) |
| | 合計610(100%) |

- 3 （2で3.と4.を選択した市町村に対し）主にどのような処理を行っていますか。

前回

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. 手分解等を行い、製造等事業者と同程度の処理を実施 | ...74（20%）(15%) |
| 2. 破碎処理後、鉄等金属を回収して、残さを埋立処分 | ... 249（66%）(69%) |
| 3. 破碎処理後、埋立処分 | ... 46（12%）(12%) |
| 4. 直接埋立処分 | ... 8（2%）(4%) |
| | 合計377(100%) |